

議案第 7 1 号

朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例（昭和 3 0 年朝霞市条例第 7 ノ 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項及び」を削る。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の朝霞市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「寄附金（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるもの及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）」とする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

朝霞市長 富岡 勝則